

兵庫県公報

平成24年12月17日 月曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1
告 示	
○ 平成21年兵庫県告示第427号の3（収入証紙条例施行規則に規定するその他の証明手数料）の一部改正（会計課）	1

公布された法令のあらまし

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第50号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、都市の低炭素化の促進に関する法律に関する手数料が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年12月17日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第50号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項19中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同表使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項34の2中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同項中65を66とし、64の次に65として次のように加える。

65 都市の低炭素化の促進に関する法律に関する手数料

- (1) 集約都市開発事業計画通知手数料
- (2) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
- (3) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項19及び同表使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項34の2の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第1569号

平成21年兵庫県告示第427号の3（収入証紙条例施行規則に規定するその他の証明手数料）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成24年12月17日

兵庫県知事 井戸敏三

9の次に10として次のように加える。

10 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等を受けていること。